

玉川野毛町公園拡張事業における  
「都市公園法に基づく公園協議会設立に向けた検討の開始」について

## 1 要旨

玉川野毛町公園拡張事業は、令和5年2月に基本設計を策定し、令和5年11月には拡張区域の区民参加型管理運営事業者の公募を開始すると共に、令和6年2月には既開園区域に設置予定の Park-PFI による便益施設の公募を予定している。この度、区民が主体的に公園の運営に関わる組織「玉川野毛町パークらぼ」や地域団体などの公園に関わる関係者が、公園の魅力向上や賑わい創出を図るために必要な協議を行う場として、都市公園法に基づく公園協議会の設立に向けた検討を開始する。

## 2 都市公園法（第17条の2）に基づく公園協議会

公園の特性や地域のニーズに応じた管理運営が求められていることを背景に、平成29年に創設された制度。公園利用者の利便性向上を図るために必要な協議を行うための組織で、構成員は公園管理者、学識経験者、関係団体等。



## 3 玉川野毛町公園における公園協議会の概要

### （1）経緯

令和3年5月の基本計画策定を受け、「玉川野毛町パークらぼ」の活動を開始した。区民発意の活動（どんぐりの苗づくり、古墳散策ツアー、青空ヨガ、パークランなど）を公園予定地で行い、公園づくりや予定地開放などのイベントとあわせて、延べ10,000人を超える参加があり、開園後を見据えた区民主体の活動が行われている。現在、区民が主体的に公園運営に参画するための組織づくりや運営方法の検討が活発化しており、令和5年5月に区民主体による「玉川野毛町パークらぼ推進準備会」を立ち上げ、令和6年3月には「（仮称）玉川野毛町パークらぼ区民の会」の立ち上げに向けて検討を進めており、区もこの取り組みを支援している。

### （2）目的

拡張区域開園後も、「玉川野毛町パークらぼ」の活動を継続しながら、様々な主体と連携して公園の魅力向上や賑わい創出を図る。

